

平成 25 年 5 月 20 日

弁 護 団 声 明

MR I 被害弁護団

団長 弁護士 山 口 広

当弁護団は、ネバタ州に本社を置く MRI International, Inc が我が国で惹起した投資被害を救済するため、平成 25 年 5 月 2 日に弁護士 60 人余で結成された弁護団であるところ、同社の平成 25 年 5 月 15 日付けプレスリリースを受け、下記のとおり声明を公表する。

記

MRI International, Inc. (以下「MR I」という。)は、平成 25 年 5 月 15 日付けプレスリリースにおいて、MR I が顧客の投資資金を分別管理していなかったとの事実認定を基礎に関東財務局が MR I に対して行った登録取消処分につき、不当であり争うとの意見を表明した。

このプレスリリースは、MR I から各マスコミの米国ロサンゼルス支局等にファックスされただけということであり、日本語によるプレスリリースもなく、ましてや投資者本人への直接の郵送や説明もなく、本件に関する MR I の投資家無視の杜撰な姿勢を象徴している。

さらに、当弁護団が事実関係を確認したところ、平成 25 年 4 月 26 日から今日まで MR I が金銭を返済した顧客は極めて少数に限られ、その額も極く少額であって、多くの顧客に対する支払遅延状況は一向に改善されておらず、これらの支払いはむしろ偏頗的な弁済であることが伺われる。そればかりか、MR I は顧客に対する説明を十分に果たさないまま赤坂にある日本支社を閉鎖し、その看板を撤去していることが確認されている。かかる事実関係を総合考慮すれば、当弁護団としては、MR I の意見の正当性には極めて強い疑義を有している。

そもそも MR I は昨年末から延滞状態にあり、かつ、プレスリリースにおいて同社が返済計画の策定を表明していることに鑑みれば、同社が支払に窮していることは明らかである。当弁護団は、MR I 米国本社、日本支社及び代表者であるエドウィン Y フジナガ氏らに対し、即時の支払を求め、公正かつ適切にその資産を配当するよう強く要請するものである。

以上